

事 務 連 絡
令和6年6月28日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局
旅客課長

旅行者と貸切バス事業者との手数料等の取引について（周知依頼）

貸切バスによる運送の引受けに際して貸切バス事業者から旅行者等に対して支払われる手数料等について、これが過大なものであった場合の取扱いについては、「一般貸切旅客自動車運送事業における旅行者等との過大な手数料率等の取引に関する道路運送法の取扱いについて」（平成31年3月29日付け国自旅第307号）にて定めているところです。

今般、貸切バス事業者が、旅行者に対して、手数料を支払ったことにより安全コストを割り込んでいた事実が確認されたことから、道路運送法第10条に違反していたものとして行政処分を受け、当該貸切バス事業者と取引を行った旅行者に対しては、観光庁より旅行業法に基づく業務改善命令が行われた事例があったことを踏まえ、別添のとおり観光庁から各旅行業協会に対して注意喚起が行われましたので、傘下バス事業者に対して周知をお願いいたします。

旅行者からの照会に応じて、運送の引受けに際して取引される手数料等によって、適正な方法により算出した安全コストを割り込んでいないことを書面で示すなど、必要な対応をお願いいたします。

また、旅行会社と運送契約を締結する際は、手数料等を支払うことによって安全コストを割り込むことがないよう、傘下バス事業者に対して改めて周知いただきますようお願いいたします。